

横浜交通開発株式会社
次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく
一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍できる労働環境の整備を行なうため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間： 令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日（5年間）

2. 目標と取組内容・実施期間

目標1（職業生活に関する機会の提供に関する目標）

女性社員を1つ上位の職階へ3人以上昇任させる。

<実施期間・取組内容>

令和8年4月～ ・人材育成計画を策定し、職位・職務に必要な研修を検討
キャリアアップへの意識啓発を目的としたプログラムを受講
令和9年4月～ ・新たな人事評価基準に基づく評価を導入

目標2（職業生活と家庭生活との両立及び次世代育成支援対策推進法に基づく目標）

男女ともに1か月あたりの平均残業時間(休日労働を含む)を5%削減する。

<実施期間・取組内容>

- ・定期的に職種・所属ごとの労働時間等を把握する。
- ・会議の短縮・参加人数の見直しを実施する
- ・業務効率化の施策の検討、実施する
- ・採用により安定的に要員を確保する

目標3（次世代育成支援対策推進法に基づく目標）

取得を希望する全社員の育児休業取得率を100%とする。

<実施期間・取組内容>

- ・社員が利用可能な仕事と育児の両立支援制度について継続的に周知する
- ・育児休業を取得しやすい環境づくりを継続する